

危険物施設に係る注意喚起情報

1 無許可変更工事について

危険物施設において、位置、構造、設備の変更を行うときは、消防法に基づき**許可が必要**です。

管内の大規模な危険物施設において、危険物施設の構造及び設備の変更を**無許可で工事**した事案が発生しました。

当消防局では、立入検査を行い、消防法に基づき違反是正措置を講じたところです。

位置、構造、設備の変更を行うときは、必ず許可を受けてから工事に着手してください。

また、そのような工事を行う場合は、事前に川越地区消防局予防課保安担当まで、ご連絡をお願いします。

2 危険物取扱者保安講習未受講について

危険物施設において、危険物の取扱いに従事する危険物取扱者は、消防法に基づき**定期に保安講習を受講**しなければなりません。

管内の大規模な危険物施設において、危険物の取扱いに従事する危険物取扱者の多くが**定期に保安講習を受講していない**事案が発生しました。

この危険物施設では、保安講習を受講する必要がある危険物取扱者個人に通知をしておりましたが、受講申請の状況や受講後の免状の確認などの管理はされておりました。

保安講習未受講違反は、消防法に基づき危険物取扱者免状の返納命令になることがあります。また、違反者の行った違反行為が事業主の管理監督責任懈怠等に起因するような場合は、事業主に対しても一定の違反是正措置を講じる場合があります。

事業所では、危険物取扱者の免状に関する管理を徹底していただき、危険物取扱者は、保安講習の未受講がないよう注意をしてください。

※保安講習の日程は、川越地区消防組合ホームページ内の「資格・講習案内」「危険物取扱者保安講習」をご覧ください。

3 保安監督業務不履行について

一定の危険物施設では、消防法に基づき**保安監督者の選任**が必要であり、かつ火災を予防するため**適切な保安監督業務の実施**が必要です。

管内の大規模な危険物施設において、保安監督者長期不在により、保安監督業務が適切に行われていない事案が発生しました。

当消防局では、立入検査を行い、嚴重注意を行ったところです。

このような状況になる前に、事業主は保安監督者を中心とした保安監督業務の遂行及び保安監督業務を適切に行える体制の構築をお願いします。

問合せ先

川越地区消防局 予防課保安担当 TEL049-222-0744